令和８年１１月１３日
島根県総務部人事課
課　　長　富岡　泰之
電話番号　0852-22-5022

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったのでその概要を公表する。

１　該当職員
(1) 所　属　　知事部局本庁
(2) 職　位　　部長級
(3) 性　別　　男性

２　事案の概要及び処分理由

当該職員は、複数の職員に対し、以下の行為を行った。

・協議の場で意見を言った職員に対し、それ以上の発言を強制的に封じた
・職員を協議の場から外すなどし、職責に見合った仕事をさせないようにした
・仕事をしていないといった趣旨の発言を、他の職員の前で行った

このような行為は、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であり、複数の職員に精神的苦痛を与え、また、組織の円滑な業務の実施に支障を来したとして、パワー・ハラスメントに該当すると判断した。

パワー・ハラスメントに該当する行為は、県民の県行政に対する信用を損なう行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３３条の規定に違反し、同法第２９条第１項第１号及び第３号に該当するため、厳正に処分した。

３　処分内容　　減給 1/10　６月

４　発令日　　令和８年 11 月 13 日

５　その他　　服務規律の確保、ハラスメントの防止について、職員に注意喚起を行う。